平成２９年（フ）第１０号
茨城県つくばみらい市筒戸1842番地
破産者　古谷　玲子
1　決定年月日　平成29年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２８年（フ）第５１８号
大阪府和泉市繁和町４－４－201大阪府営和泉繁和住宅第４棟201号、開始決定時大阪府和泉市和気町３丁目５番63号
破産者　門元　鈴恵
1　決定年月日　平成29年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第１１１号
大阪府岸和田市門前町１丁目５番57―101号、前住所大阪府岸和田市上松町990番地の60
破産者　植田　和幸
1　決定年月日　平成29年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２８年（フ）第１４５号
奈良県香芝市旭ケ丘５丁目27番地11
破産者　愛生フーズこと　大谷美智代
1　決定年月日　平成29年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２９年（フ）第３０号
奈良県香芝市瓦口2180　グランメール香芝601、住民票上奈良県大和高田市大字築山367番地１
破産者　上野　泰孝
1　決定年月日　平成29年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２８年（フ）第１３７号
大分県由布市挾間町下市424―２　サンコーポラスはさま１―204、申立て時の住所大分県由布市湯布院町川北1238番地１
破産者　葛城　建二
1　決定年月日　平成29年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１２号
鹿児島県指宿市山川岡児ケ水376番地
破産者　谷山　健一
1　決定年月日　平成29年６月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２９年（フ）第３６号
さいたま市岩槻区上里２丁目５番地51
破産者　原口　正則
1　決定年月日　平成29年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２６２号
埼玉県上尾市大字原市3336番地　原市団地１－８－508
破産者　高橋　幸夫
1　決定年月日　平成29年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４４７号
名古屋市緑区鳴子町１丁目５番地　鳴子団地202棟204号
破産者　坂本　和彦
1　決定年月日　平成29年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１８９９号
名古屋市東区矢田１丁目５番１号　マリオン大曽根603号、従前の住所名古屋市北区喜惣治１丁目275番地の２　ボンアーデル壱番館203号
破産者　安田賢太郎
1　決定年月日　平成29年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２８７号
愛知県日進市米野木町三ケ峯４番地193
破産者　林　　照雄
1　決定年月日　平成29年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第２号
兵庫県豊岡市竹野町竹野744番地の２
破産者　向井　豊晴
1　決定年月日　平成29年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２８年（フ）第２３３号
福岡県久留米市小森野１丁目３番17号
破産者　中島美穂子
1　決定年月日　平成29年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第１１７号
熊本県上益城郡益城町大字広崎1037番地８　アンドリア203号
破産者　田﨑　　仁
1　決定年月日　平成29年６月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第６６号
釧路市文苑４丁目28番１号　ドミールＴＩ202
破産者　野坊戸健司
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２８年（フ）第３２号
北海道標津郡中標津町東11条南３丁目２番地５　佐藤マンション１
破産者　上田　明美
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２９年（フ）第２号
青森県十和田市西一番町10番68号
破産者　岩城久美子（旧姓田端）
1　決定年月日　平成29年６月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所十和田支部